

朝霞市議会会派「立憲・歩みの会」規約

1. 当会派の名称は、立憲・歩みの会とする。
2. 当会派の事務所は、朝霞市議会内の当会派の控室である朝霞市本町1丁目1番1号に置く。
3. 当会派の意思決定は、団会議とし、所属市議会議員で構成する。団会議は会派代表が文書で招集する。
4. 団会議は、事情により休会しなければ週1回は開催し、その他必要に応じて開催する。
5. 以下の各号は、団会議で決定する。構成員が1人となったときには決定事項を文書とすることで団会議とする。
 - (1) 会派の代表
 - (2) 議会人事案件
 - (3) 会派間協議に関する事項
 - (4) 一般質問を除く市議会の対応
 - (5) 会派としての活動や各議員の会派を代表しての活動
 - (6) 会派の理念・目的、市民から意外性をもって受け止められる対外的な政治活動への参加
 - (7) 会派として共用する財産の拠出・処分に関する事
 - (8) 会派の綱領・規約他内部ルールの改定・廃止
 - (9) 会派構成員の追加、脱退の承認、除名
 - (10) 会派の廃止
6. 団会議の意思決定に関しては、構成員の全員の合意とし、議論を尽くした上でやむを得ない場合は、代表の判断で採決とし、過半数の合意で意思決定とする。
7. 以下の各号は、団会議で報告し、意見を求める。
 - (1) 市議会の一般質問の対応
 - (2) 当面の日程
 - (3) 政務活動費の使用状況
 - (4) 議会外の諸活動
 - (5) 会派外から会派への依頼・要請事項
 - (6) 会派構成員が行政に対応を依頼する事項

(7) 朝霞市議会議員選挙以外の選挙支援

8. 会派として以下の各号の活動を取り組むことができる。

- (1) 会派としての市民への市政報告や意見募集の機会設定
- (2) 会派としての視察活動

9. 会派の入会は朝霞市議会議員であることを要件とし、規約、綱領等を承認した上、下記の各号の手続とする。

- (1) 2019年朝霞市議会議員選挙の改選後から団結成までの間は、本規約への署名
- (2) 団結成以後は、文書による入会申し込みと団会議による合意

10. 会派の脱退は文書での申し出にもとづき、団会議での協議の上、確認を必要とする。

11. 会派の構成員を除名することができ、その場合は以下の各号に該当することを要する。

- (1) 団会議の決定に反するとき
- (2) 会派の名誉を著しく傷つけ、責のない他の構成員の行動に著しく制約がかかるとき
- (3) 会派の綱領に著しく矛盾する政治行動をしたとき

12. 以下の事項に該当するときは、5(10)の規定によらず会派を解散するものとする。

- (1) 会派の構成員が1人以下となり、議会内で1人会派としても団としての実態を喪失したとき
- (2) 会派の全員が朝霞市議会議員でなくなり、あるいは朝霞市議会議員でなくなることが確定し、従前の団長が判断したとき

附則

この規約は2019年12月16日から発効する。

以上、会派結成にともない当初の構成員が署名する。